

2020.4.30

看護系大学・短期大学及び看護師等学校養成所 御中

**COVID-19 対応に関する看護系大学・短期大学及び看護師等学校養成所向け
著作物利用の無償許諾について
2021 年 3 月 31 日までの緊急・特例対応**

謹啓

平素より弊社ならびに弊社発行物に対しまして、格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症（以下、「COVID-19」）の蔓延により、看護系大学・短期大学及び看護師等学校養成所（以下総称して「看護職養成教育機関」）様ならびに教員の皆様におかれましては大変なご苦勞をされていることと拝察いたします。こうした社会情勢のなか、多くの教育機関では、遠隔授業ならびに ICT 教育の実施・拡大が進行していますが、看護職養成教育機関様におきましても例外ではないことと存じます。これに伴い、弊社にも既に多くの看護職養成教育機関様から著作権に関するお問い合わせをいただいております。授業における著作物の利用の仕方、特に著作権法第 35 条（学校その他の教育機関における複製等）の解釈・運用に多くの教員の方々がご不安を抱えていらっしゃることを実感しております。

上記のような状況に鑑みまして、弊社では、COVID-19 蔓延状況下における授業運営において少しでも円滑な学習支援につながるよう、本来は有償許諾が必要である弊社著作物のご利用も緊急・特例的措置としまして以下にお示しする手順にて無償で許諾させていただくことといたしました。

上記、皆様の授業運営にご活用頂ければ幸いです。

記

I. 弊社が発行する“採用”教科書等のご利用について

弊社が発行する“採用”教科書等（教科書・参考書等を指定し、学生全員が購入し授業で利用している場合）につきましては、基本的に利用範囲無制限で、①無許諾無償で複製し学生に配布すること（申請不要）、ならびに②下記Ⅲにお示しする条件で公衆送信¹⁾すること（申請が必要）ができます。

注 1）著作物を無線通信あるいは有線通信（ファックス送信、インターネット通信等）によって送信すること、ならびに当該送信によって送信先の受信装置へ伝達することをいいます。このうち、遠隔地合同授業において遠隔地へ公衆送信する場合は、著作権法の規定により、複製と同様、無許諾無償で利用することができます（申請不要）。なお、送受信行為（サーバの位置を含む）が同一構内（同一敷地内であって、同一学内という意味ではありません）で行われる場合は、著作権法の規定により、公衆送信ではなく複製に該当しますので、採用教科書等であれば無許諾無償で利用することができます（申請不要）。

Ⅱ. “採用”教科書等以外の弊社出版物について

“採用”教科書等以外の弊社発行出版物のご利用につきましては、小部分²⁾の利用を除き、基本的に著作権法第35条の但書に該当し、許諾申請が必要となります。従来より有償での許諾となっていた部分ではありますが、今回この範囲について、下記Ⅲにお示しする条件で、複製し学生に配布すること、ならびに公衆送信する利用について“無償化対応”させていただきます。なお、本無償化対応は2021年3月31日までの期間限定措置となり、2021年4月以降につきましてはJCOPY（一般社団法人出版者著作権管理機構）にて有料ライセンスの扱いとなる予定です。

注2)「小部分」の範囲については「著作物の教育利用における関係者フォーラム」が公表している「著作権法第35条運用指針」<https://forum.sartras.or.jp/wp-content/uploads/unyoshishin2020.pdf> をご参照下さい。

なお 著作権法第35条第1項の規定に基づき、「小部分」かつ、客観的に授業に必要と認められる範囲であり、利用する著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び当該複製、公衆送信又は伝達の態様に照らし、著作権者の利益を不当に害することとならない場合については本制度を利用することなく、利用者が補償金（2021年3月31日までは無償）をお支払い頂くことで公衆送信することが可能です。補償金については、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）にお問い合わせ下さい。

Ⅲ. 許諾の条件

1. 期間：2020年4月1日～2021年3月31日（以下、「利用期間」）
2. 申請対象者：看護職養成教育機関代表者
3. 無償許諾対象となる範囲
 - 1) 利用者の範囲：看護職養成教育機関の教員・外部講師を含む全教育担当者、ならびに学生
 - 2) 利用の範囲：当該校の学生を教育するための授業（講義、実習、個別指導等）において、著作物を紙媒体へ複製し配布すること、学内LMS（Learning Management System: 学習支援システム）に複製保存し、同時公衆送信ならびに異時公衆送信すること、ZOOM等のテレビ会議ソフトウェア（以下、「テレビ会議ソフト」）に複製保存し、WEB授業を行うこと、など
 - 3) 許諾著作物の範囲：弊社が発行する出版物（書籍、雑誌等、それぞれ紙媒体、電子媒体を含む）に掲載されている著作物。なお出版物のうち一部、弊社が許諾する権限を有していないもの（著作権者から権利の許諾を得ていない出版物、一部の翻訳出版物等）は許諾の対象となりませんのでご注意ください。許諾対象外（非許諾）の出版物一覧は弊社サイトに掲載してありますので、そちらをご参照ください。
 - 4) 利用著作物の範囲：“採用”教科書等（教科書・参考書等を指定し、学生全員が購入し授業で利用している場合）は利用範囲に制限はありませんが、“採用”教科書等以外は採用したことと同じ結果となるような範囲を利用することはできません（例えば、大量の頁をコピーして学生に配布する等）。
4. 注意事項
 - 1) 利用著作物には出典（出版物名、著作者名、掲載ページ等）を明記してください。
 - 2) 利用者の範囲を超えた第三者に複製物を提供すること、あるいは公衆送信することはできません。教員が授業の範囲外で自らの研究用、原稿執筆（転載等）に利用することもできません。

- 3) 本文書Ⅰ.Ⅱに基づく利用のうち、申請対象のご利用については、当該利用実態のご報告を後日お願いいたしますので、予めご了解ください。当報告の時期・方法その他の詳細については別途ご連絡いたします。
- 4) 今回の利用著作物（複製物を含む）のうち電子配信データ、電子的複製物、ならびにテレビ会議ソフト等で録画された授業録画データのなかの著作物は、利用期間終了後必ず削除してください〔下記の（注3）に示した専門ライセンス契約を締結された場合には、そのままご利用いただけます〕。
- 5) 本許諾制度の対象となった著作物の利用については、利用期間を過ぎますと有償許諾の対象となります³⁾。

注3）当措置以降（2021年4月以降）の上記3.の利用に関しては、別途ライセンス制度を用意しご活用いただくべく準備中です。当ライセンス制度については、弊社の出版物を管理している著作権管理事業者の JCOPY（出版者著作権管理機構）より後日ご案内させていただく予定です。

Ⅳ. 手続き方法（利用者登録方法）

1. 本文書に関する著作物の利用につきましては、別途用意いたしました申請書に必要事項を明記のうえ、弊社著作権担当係（pa@igaku-shoin.co.jp）宛、ご連絡ください。メールの表題は【COVID-19 関連看護教育利用】でお願いします⁴⁾。

注4）原則として事前申請とします。

2. 申請書受領後、速やかに許諾のご連絡を申し上げます。弊社からの当該返信メールを看護職養成教育機関様が受領した段階で利用実態報告を除き手続きは終了となります⁵⁾。

注5）もし許諾の返事受領前に授業が開始されてしまう場合には、今般の緊急性に鑑みまして申請いただいた内容にて著作物をご利用いただくことは問題ありません。

以上、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いします。

謹白